

町田市市制50周年記念シンボルマーク及びキャッチフレーズロゴの使用に関する事務取扱要領

第1 趣旨

この要領は、町田市（以下「市」という。）が定めた町田市市制50周年記念シンボルマーク及びキャッチフレーズロゴ（以下「シンボルマーク・ロゴ」という。）の使用に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2 使用の申請

1 シンボルマーク・ロゴを使用しようとするものは、シンボルマーク・ロゴ使用申請書（第1号様式）を市長に提出しなければならない。ただし、次に掲げるものは、この限りでない。

- (1) 町田市市制50周年記念事業実施方針に基づく記念事業（以下「記念事業」という。）を実施するもの
- (2) 報道機関等（報道、広報等の目的に使用する場合に限る。）
- (3) 非営利目的で、私的な範囲内で使用するもの
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が適当と認めるもの

2 前項に規定する申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) シンボルマーク・ロゴの使用に係る企画書
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの

第3 使用の承認等

1 市長は、第2に規定する申請があったときは、速やかにその内容を審査し、次に掲げる基準に適合する場合にあってはシンボルマーク・ロゴ使用（変更）承認書（第2号様式）により、適合しない場合にあってはシンボルマーク・ロゴ使用（変更）不承認書（第3号様式）により当該申請者に通知する。

- (1) 法令及び公序良俗に反しないこと。
- (2) 政治、宗教、思想等の活動に利用しないこと。
- (3) 記念事業の品位を害し、又は正しい理解を妨げないこと。
- (4) 市のイメージを損なうおそれがないこと。

2 市長は、前項に規定する承認をするときは、次に掲げる条件を付するものとする。

(1) シンボルマーク・ロゴについては、市長が別に定める仕様に従って使用すること。ただし、シンボルマーク・ロゴを使用する商品等（以下「商品等」という。）の形状等により当該仕様どおりに使用することができないと市長が認めるときは、この限りでない。

(2) 商品等が完成したときは、当該商品等又は当該商品等の写真（シンボルマーク・ロゴの形状がわかるものに限る。）を、速やかに市長に提出すること。

(3) 商品等について、商標登録等の独占的な権利を取得しないこと。

3 シンボルマーク・ロゴの使用料は、無料とする。

第4 変更の申請等

1 第3第1項の規定により、シンボルマーク・ロゴの使用承認を受けたもの（以下「使用者」という。）は、当該使用承認の内容を変更しようとするときは、速やかにシンボルマーク・ロゴ使用変更申請書（第4号様式）を市長に提出しなければならない。

2 第3第1項及び第2項の規定は、前項に規定する変更申請に係る承認等について準用する。

第5 承認の取消し

1 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、シンボルマーク・ロゴの使用承認を取り消すことができる。

(1) 虚偽その他不正の行為により承認を受けたとき。

(2) 第3第2項の条件に違反したとき。

(3) この要領に定める事項に違反したとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が適当でないとき。

2 市長は、前項の規定により使用承認を取り消したときは、シンボルマーク・ロゴ使用承認取消書（第5号様式）により使用者に通知する。

第6 補則

この要領に定めるもののほか、シンボルマーク・ロゴの使用に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、2007年12月11日から施行する。